

# 枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員設置要綱

制定 平成 25 年 6 月 28 日枚方市要綱第 70 号  
最終改正 平成 30 年 3 月 29 日枚方市要綱第 13 号

## (設置)

第1条 本市が発注する委託業務のうち総合評価一般競争入札により入札を行うもの（以下「対象業務」という。）に関して意見を述べ、もって本市における総合評価一般競争入札の適正かつ公正な執行を図るため、枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員（以下「評価員」という。）を置く。

## (担当事務等)

第2条 評価員の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 対象業務に係る落札者決定基準（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項の落札者決定基準をいう。）に関し意見を述べること。
- (2) 対象業務の落札者の決定に関し意見を述べること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、対象業務について市長が必要と認める事項に関し意見を述べること。

2 市長は、前項の担当事務の遂行に際し、必要があると認めるときは、評価員による会議を開催することがある。

## (定数等)

第3条 評価員の定数は、次の各号に掲げる評価員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 対象業務全てについて依頼する者 4人
- (2) 対象業務ごとに依頼する者 5人以内

2 評価員は、学識経験を有する者であつて、人格に優れ、かつ、公正中立の立場を堅持できると認められるもののうちから市長が依頼する。

## (依頼期間等)

第4条 評価員の依頼期間は、次の各号に掲げる評価員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、補欠の評価員の依頼期間は、前評価員の依頼期間の残期間とする。

- (1) 対象業務全てについて依頼する者 2年以内
- (2) 対象業務ごとに依頼する者 当該対象業務の契約の締結の日までにおいて市長が必要と認める期間

2 評価員の再依頼は、妨げない。

## (報償)

第5条 市長は、評価員に対し、別に定めるところにより報償金を支給する。

## (守秘義務)

第6条 評価員は、第2条第1項の担当事務の遂行を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならな

い。評価員でなくなった後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 評価員に関する庶務は、財務部契約課が担当する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員設置要綱（平成24年枚方市要綱第33号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づき依頼されている委員は、この要綱の規定に基づき依頼された委員とみなす。

附 則 [平成30年枚方市要綱第13号]

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。